

秦野市立幼稚園

入園料・保育料の無償化のご案内



入園料・保育料

① 対象者

市立幼稚園を利用するすべての方

② 無償となる範囲

入園料と月々の保育料全額が対象となります。

※保育料とは別に、教材費、絵本代、牛乳給食代（免除要件あり）などは保護者の負担となります。

③ 手続き

新たな手続きは不要です。



預かり保育料。

預かり保育の利用自体は、どなたでも可能です。ぜひご利用ください。

① 対象者

市立幼稚園を利用し、かつ保育を必要とする理由があると認められた方

② 無償となる範囲

月額上限11,300円（一日当たり450円）

※無償の認定を受けても、利用状況によっては利用者負担額がかかります。

③ 手続き

無償化の対象となるためには、施設等利用給付2号認定を受ける必要があります。手続きの詳細については、中面をご覧ください。



幼稚園型一時預かり事業 (預かり保育)のご案内

希望者を対象に教育時間終了後から午後6時まで、引き続き在園児をお預かりします。

【利用料】

区分		利用料 (1回あたり)	
学期中	1	教育時間終了後(午後2時30分から午後6時まで)	400円
	2	教育時間終了後(午前11時30分から午後6時まで)	700円
長期休業中	3	一日利用(午前9時から午後6時まで)	900円
	4	午前利用(午前9時から正午まで)	300円
	5	午後利用(正午から午後6時まで)	600円

認定の手続きをしていただき、施設等利用給付2号認定を受けた方は、月額11,300円(一日当たり450円)を上限として利用料が無償となります。ただし、一日当たり450円の上限があるため、上記利用料区分「2,3,5」を利用した場合、利用者負担額がかかることがあります。

認定の手続きについては、右ページをご確認ください。

【無償となった場合の利用者負担額の例】

下表の【A】が【B】を上回った場合は、その差額が利用者負担額となります。

No.	利用料 (日額)	利 用 日 数	利用料(月額) 【A】	上限額 【B】	利用者負担額
1	400円	10日	4,000円	4,500円 (450円×10日)	0円
2	400円 700円	10日 2日	5,400円	5,400円 (450円×12日)	0円
3	600円	10日	6,000円	4,500円 (450円×10日)	1,500円
4	900円	20日	18,000円	9,000円 (450円×20日)	9,000円

【預かり保育を必要とする理由及び提出書類】
(父・母それぞれに理由と添付書類が必要です。)

保護者が次のいずれかの状況にある場合、預かり保育を必要とする理由があると認められます。

申請にあたっては、「施設等利用給付認定(変更)申請書」と「添付書類(下表参照)」を利用開始希望月の前月末日までに秦野市教育委員会教育総務課(秦野市役所教育庁舎2階)へ提出してください。

なお、介護・看護、求職活動または災害復旧の添付書類の「申立書(☆)」につきましては、指定の様式がございますので、お手数ですが、教育総務課へご連絡ください。

No.	保育を必要とする理由	保護者の状況
		添付書類
1	就労	1日4時間以上(※1)、週4日以上(※2)、月16日以上をすべて満たし働いている (添付書類) ・就労証明書(様式あり) ※新規に就労する場合は、就労開始後3か月の就労時間等を見込みで記載してください。 ※自営業、親族の経営する事業に従事している場合は、第三者証明(税理士等の署名または民生委員の調査書【様式あり】)、または確定申告書や開業届等の自営業に従事していることが確認できる書類の添付が必要です。
2	妊娠・出産	産前産後(予定日の8週間(多胎妊娠は10週間)の日の翌月から、出産後8週の日)の月末まで (添付書類) ・母子手帳の表紙と分娩予定日記載のページの写し
3	疾病・障害	家庭での保育が困難な病気・障害がある (添付書類) ・医師の診断書(保育が困難であること、その期間の記載が必要です。)、障害者手帳の写し 等
4	介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している ※就労と同様の時間条件が適用されます。 (添付書類) ・医師の診断書等、申立書・スケジュール表(☆)
5	求職活動	継続的に求職活動を行っている(認定期間は最大2か月) (添付書類) ・申立書(☆)
6	就学	学校や職業訓練校等に通っている ※就労と同様の時間条件が適用されます。 (添付書類) ・在学証明書、時間割表 等
7	災害復旧	震災、火災、風水害等の復旧にあたっている (添付書類) ・罹災証明書、申立書(☆)

※1 就労時間が預かり保育開始時間と重なっていない場合も、審査の対象となります。

※2 週4日の対象となる曜日は、月曜日から土曜日です。

※ 離婚調停中で配偶者と別居している場合は、裁判所からの通知や弁護士等の証明書等を提出することで、配偶者の保育の必要を確認する書類が不要となります。

秦野市立幼稚園一覧

園名	所在地	電話番号
本町幼稚園	文京町1-10	81-0946
南幼稚園	今泉699	81-3606
東幼稚園	寺山509	81-6325
北幼稚園	菩提375	75-1326
上幼稚園	柳川25-3	88-1645
西幼稚園	並木町8-1	88-2663
ほりかわ幼稚園	堀川109-2	88-4821

※各園のホームページは、秦野市ホームページよりご覧ください。

【お問い合わせ】

- 各幼稚園
- 秦野市教育委員会教育総務課（秦野市役所教育庁舎2階）
秦野市桜町1-3-2
Tel（0463）84-2783
- 秦野市ホームページ

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp>

2023年10月1日 更新

